

佐賀県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月十八日から平成二十三年四月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更前 の別 幅員 延長
県道 梅野有田線	武雄市山内町大字宮野字蜂ノ巣 五七七番二地先から 武雄市山内町大字宮野字水尾二 四七番一地先まで	後 二八・六 一三・五
	武雄市山内町大字宮野字蜂ノ巣 五七七番二地先から 武雄市山内町大字宮野字水尾二 四七番一地先まで	前 一五・一 六・二
		延 六〇一・四
		メートル 五九七・六